

まちづくりファンド

平成 31 年 3 月 28 日
都 市 局
まちづくり推進課

岐阜市の都心区域・^{きんか}金華区域における 民間主体のリノベーションまちづくり事業を支援します！

～「じゅうろく・岐阜市まちづくりファンド」を設立、都市のスポンジ化対策にも貢献～

本日、民都機構は、十六銀行との間で「じゅうろく・岐阜市まちづくりファンド」を設立しました。

同ファンドを通じて、「岐阜市立地適正化計画」における都市機能誘導区域である都心区域、金華区域及びこれらの周辺において、空き家・空き店舗等を活用した民間主体のリノベーションまちづくり事業等を資金面で支援し、地域の課題解決に貢献してまいります。

- 国土交通省と民都機構（一般財団法人民間都市開発推進機構）は、地域金融機関と連携して、一定のエリアをマネジメントしつつ、当該地域の課題解決に資するリノベーション等の民間まちづくり事業を連鎖的に進めるため、当該事業へ出資等を行う「マネジメント型まちづくりファンド支援事業」を平成 29 年度に開始しました。[資料1参照](#)
- 本日、民都機構は十六銀行との間で「じゅうろく・岐阜市まちづくりファンド」を設立し、同ファンドへの出資を行うことになりました。同ファンドでは、「岐阜市立地適正化計画」における都市機能誘導区域である都心区域、金華区域及びこれらの周辺において、民間による空き店舗・古民家等の物販・飲食・宿泊施設等へのリノベーション事業等を資金面で支援してまいります。[資料2参照](#)
- 岐阜市は、平成 29 年 7 月に都市再生推進法人（※）を指定しています。こうした地元のまちづくり団体と連携を図りつつ、同ファンドによりリノベーション事業等を支援することで、民間まちづくり事業がより一層促進され、「岐阜市立地適正化計画」の具体化や都市のスポンジ化対策に貢献するものと考えられます。
(イメージ)



(※) 都市再生推進法人
市町村が指定する、まちづくりに関する豊富なノウハウを持つ優良なまちづくり団体。
指定された団体は、地域のまちづくりの推進主体やコーディネーターとしての役割が期待されます。

<問い合わせ先>

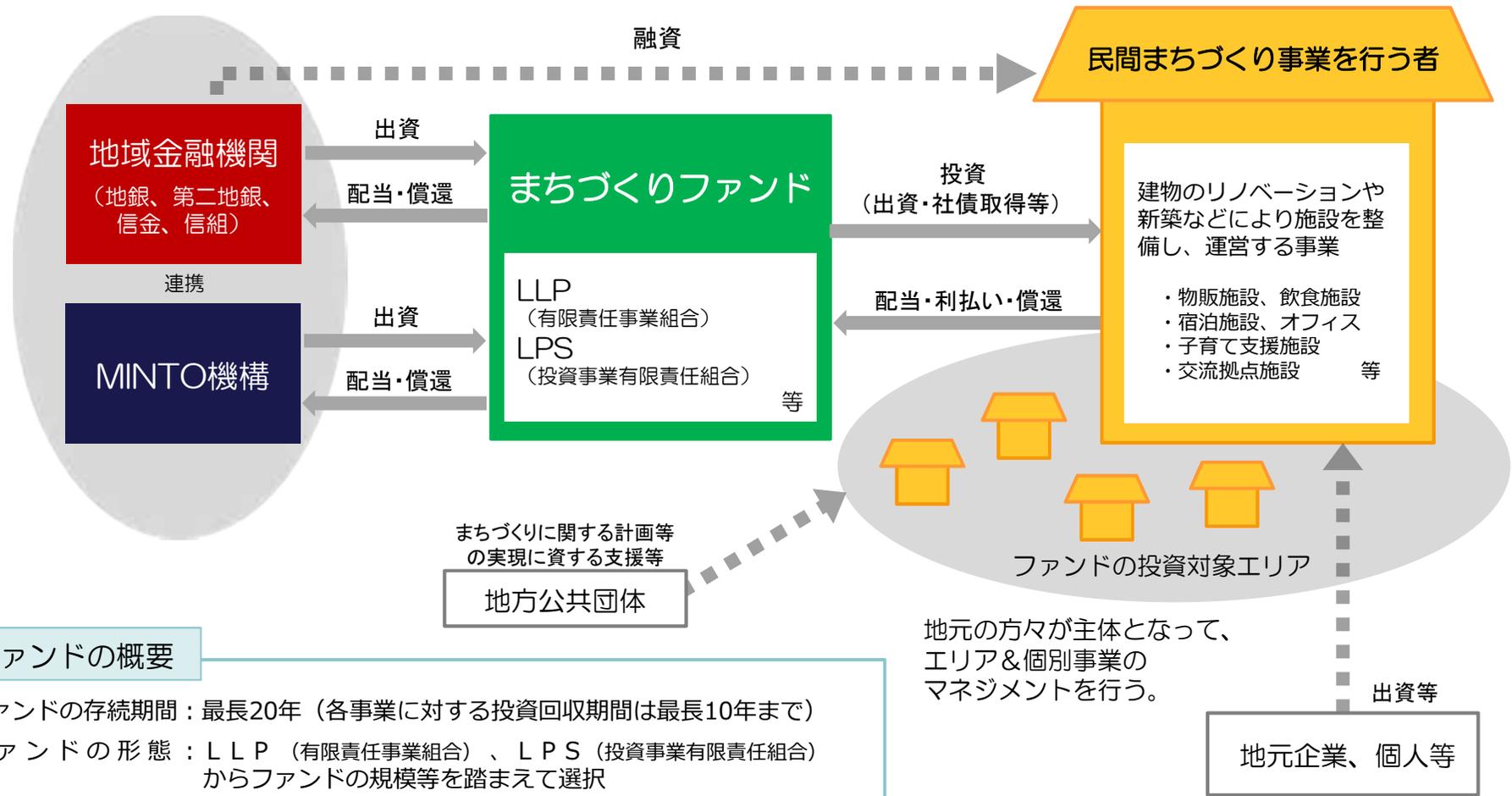
国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：松田（賢）、中川
電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-532, 30-614) 03-5253-8127(直通)
FAX：03-5253-1589

マネジメント型まちづくりファンド支援業務について

資料1

地域金融機関と民都機構が連携して「まちづくりファンド」を組成し、当該ファンドからの投資（出資・社債取得等）を通じて、民間事業者によるまちづくり事業を一定のエリアにおいて連鎖的に進めることで、当該エリアの価値向上を図りつつ、地域の課題解決に貢献します。

マネジメント型まちづくりファンド支援業務のスキーム図



ファンドの概要

- ファンドの存続期間：最長20年（各事業に対する投資回収期間は最長10年まで）
- ファンドの形態：LLP（有限責任事業組合）、LPS（投資事業有限責任組合）からファンドの規模等を踏まえて選択
- ファンドの資金規模：数千万円～数億円を想定
- 民都機構の出資上限：ファンド総額の1/2を上限とする。

じゅうろく・岐阜市まちづくりファンド

十六銀行は、岐阜市との間で「地方創生の推進に関する連携協定」を締結。川原町地区において、旧支店に隣接する古民家のリノベーションを行い、和風の内外装をもつATMコーナーとして整備するなど、リノベーションまちづくりを自らも実践している。当ファンドはこれらの活動と連携しつつ、民間まちづくり事業を資金面で支援する。

- ファンド総額： 10,000万円
(十六銀行：5,000万円、民都機構：5,000万円)
- 対象エリア： 「岐阜市立地適正化計画」における都市機能誘導区域である都心区域、金華区域並びにその周辺地区
- 地域の課題： 岐阜市の中心市街地は、事業所・従業員の数が減少する等、求心力が低下し、人口減少と高齢化が進んでいる。また、一部区域では大型再開発が計画されるものの、その他の区域では活用されていないビル・店舗・古民家等が増加している。
- 対象事業： 空き店舗・古民家等をリノベーション等により活用し、物販施設・飲食施設・宿泊施設等を整備・運営するまちづくり事業。

【イメージ】



【スキーム】

